

2021年9月14日

関係者各位

福岡国際空港株式会社
総務本部 総務・人事部 総務課

空港周辺における建造物等設置の制限について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、福岡空港の管理、運用にご協力頂き厚く御礼申し上げます。

さて、空港及び奈多地区（ヘリポート）（以下「空港」）周辺におきましては、航空機の離着陸の安全性を確保するため空港周辺の一定空間に障害物がない状態にしておく必要があり、航空法第49条第1項及び第56条の3第1項において建造物、植物その他物件について、設置、植栽、又は留置することを禁止する制限を課した表面が設定されております。

貴団体におかれましては、従前より建築確認等の際、本件に関して、ご周知及びご指導等ご協力を頂いているところですが、引き続き、申請予定者及び申請者等への周知及びご指導に関してご協力をお願い致しますとともに、貴団体ホームページの建築確認に関する頁への福岡空港ホームページ関連頁へのリンク（※）について、併せてご協力頂けますよう宜しくお取り計らい願います。

※福岡空港における航空法上の高さ制限については、引き続きインターネットにより確認できるサービスを提供しております。福岡空港ホームページ内にリンクされております『福岡空港高さ制限回答システム』を周知頂ければ幸いです。（<https://secure.kix-ap.ne.jp/fukuoka-airport/>）

敬具

[添付資料]

- ・福岡空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い（イラスト）
- ・福岡空港制限表面区域図
- ・福岡空港HP関連頁『福岡空港周辺における高さ制限について』（※リンク希望頁）
- ・航空法第49条、第56条の3抜粋
- ・空港周辺における建築等設置の制限

お問い合わせ 福岡国際空港株式会社
総務本部 総務・人事部 総務課
TEL：092-623-0501



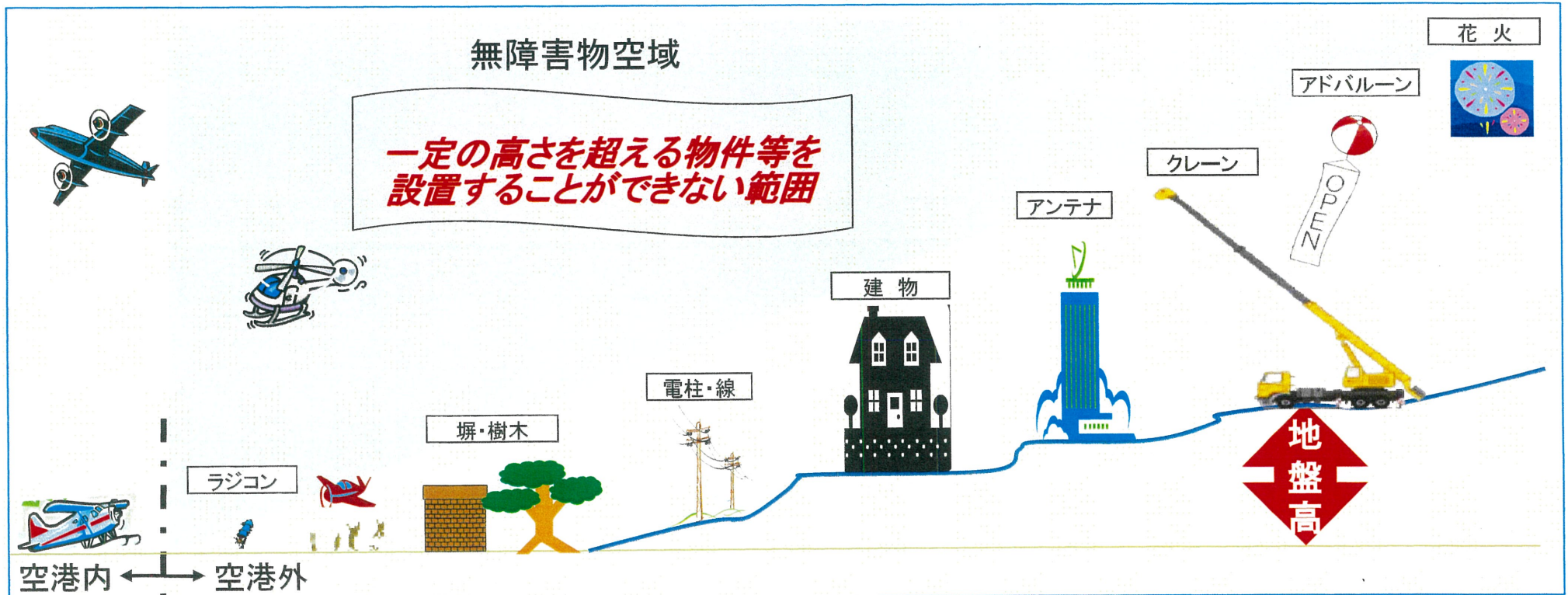
福岡空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があります。航空法では各空港に一定の高さを超える物件等を設置できない制限表面を設定しており、**制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することを禁止**されております。

なお、福岡空港周辺における高さの制限については、福岡空港ホームページ内『[福岡空港高さ制限回答システム](#)』にてご確認いただけますようお願いいたします。

【問い合わせ先】 福岡国際空港株式会社
 総務本部 総務・人事部 総務課
 TEL 092-623-0501

○空港の標高(海拔)を基準とし、制限の高さには地盤高を含みます。※標高とは、東京湾平均海面(TP)からの高さのことです。



(参考)物件等の中には、建築物はもとより、**クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーンの浮揚などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火なども対象となります。**なお、物件によっては承認できるもの若しくは届出を要するものがございますので、上記までお気軽にお問い合わせ下さい。

福岡空港制限表面区域図



制限エリア

福岡市	ふくおか		
糟屋郡	かすや	宇美町	うみ
		粕屋町	かすや
		篠栗町	ささぐり
		志免町	しめ
		新宮町	しんぐう
		須恵町	すえ
		久山町	ひさやま
古賀市	こが		
福津市	ふくつ		
宗像市	むなかた		
春日市	かすが		
大野城市	おおのじょう		
太宰府市	だざいふ		
筑紫野市	ちくしの		
小郡市	おごおり		
朝倉郡	あさくら	筑前町	ちくぜん
筑紫郡	ちくし	那珂川町	なかがわ
三井郡	みい	大刀洗町	たちあらい
糸島市	いとしま		
宮若市	みやわか		
飯塚市	いいづか		

佐賀県	鳥栖市	とす
三養基郡	みやき	
	基山町	きやま

福岡空港周辺における高さ制限について

福岡空港及び奈多地区（ヘリポート）周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（下図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さを制限する表面（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）が設定されています。（法律：航空法第49条、第56条）この表面を「制限表面」といい、制限表面を突出する物件を設置することは法律で原則禁止されています。

（参考）2016年1月 滑走路の増設整備に伴い福岡空港に新たな制限表面設定
2018年6月29日 回転翼機能移設に伴い奈多地区に新たな制限表面設定

福岡空港周辺において、物件等の設置や工事用クレーンを使用する際は、事前にインターネット上（下記URL）の「福岡空港高さ制限回答システム」において、高さ制限を突出していないかご確認をお願いいたします。

『福岡空港高さ制限回答システム』

<https://secure.kix-ap.ne.jp/fukuoka-airport/>

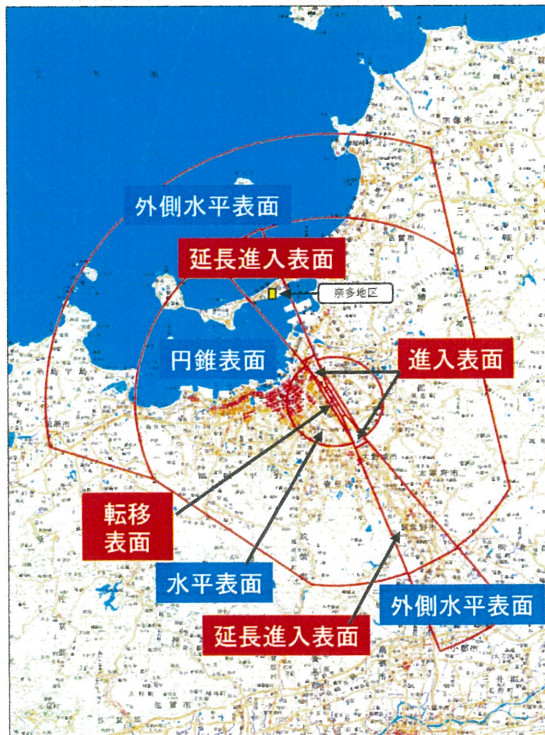
※奈多地区（ヘリポート）周辺の高さ制限については、当システムでは確認できませんので、下記問い合わせ先までご連絡をお願い致します。

物件等には、建物（アンテナ・避雷針など屋上に付属する突起物を含みます）・工事用クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。航空の安全確保を図っていくため、みなさまのご理解とご協力をお願い致します。

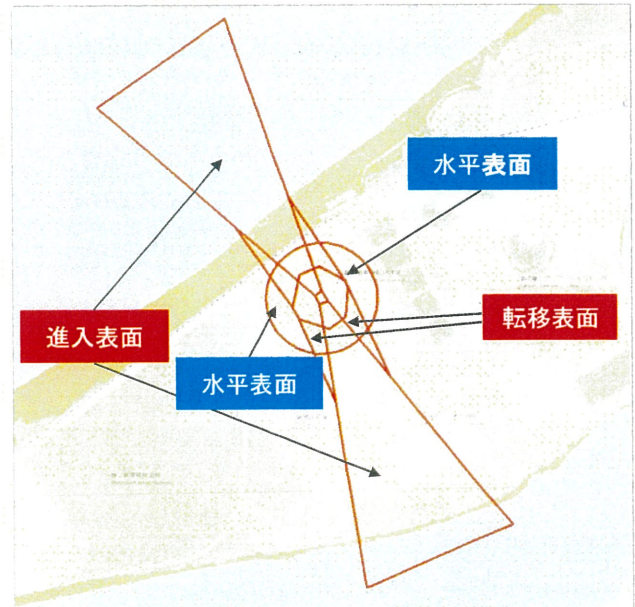
問い合わせ先：福岡国際空港株式会社
総務本部 総務・人事部 総務課
TEL：092-623-0501

福岡空港・奈多地区（ヘリポート）の制限表面区域

福岡空港の制限表面区域図



奈多地区の制限表面区域図



【航空法第49条】

何人も、空港について第40条（第43条第2項において準用する場合を含む。）の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面（これらの投影面が一致する部分についてはこれらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件（進入表面又は転移表面に係るものを除く。）で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りではない。

2 空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件（成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3 空港の設置者は、第1項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るもの（同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

【航空法第56条の3】

何人も、第56条第1項に規定する空港について前条第2項において準用する第40条の告示があつた後においては、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際に現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

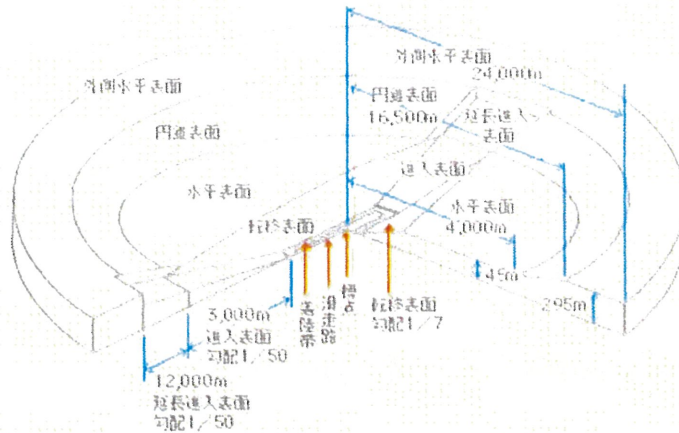
2 第49条第1項ただし書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

3 第49条第2項の規定は第1項の規定に違反する物件について、同条第3項から第8項までの規定は第1項の告示の際現に存する物件で延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

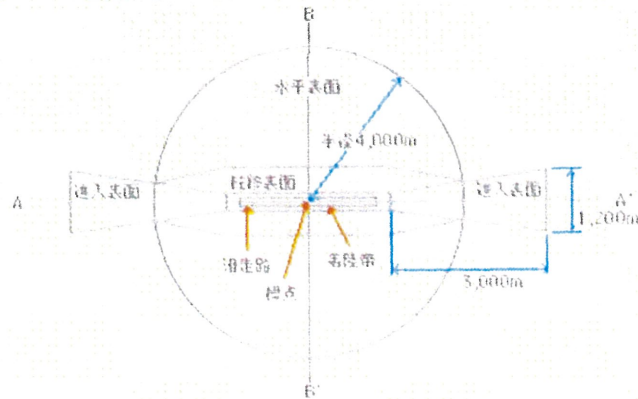
制限表面の設定

航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、航空法において、次のような制限表面を設定しております。

制限表面概略図

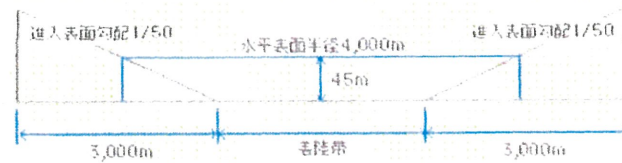


制限表面の平面概略図

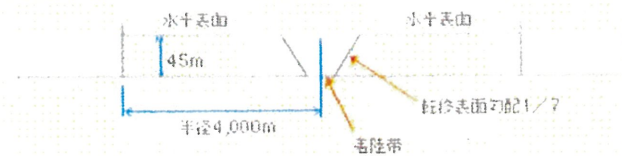


制限表面の断面概略図

断面 A-A'



断面 B-B'



1) 進入表面

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。

進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。(航空法第2条第8項)

2) 水平表面

空港の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円周で囲まれた部分。(航空法第2条第9項)

3) 転移表面

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。(航空法第2条第10項)

4) 延長進入表面

進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方(勾配50分の1)への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が15,000mであるものにより囲まれた部分。(航空法第56条第2項)

5) 円錐表面

円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であって、その投影面が空港の標点を中心として16,500mの半径で描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第56条第3項)

6) 外側水平表面

円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が空港の標点を表心として24,000mの半径で水平に描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第56条第4項)

物件の制限等

航空法の定めにより、上記の制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件について、これを設置し、植栽し、又は留置することは禁止されています。

ただし、水平表面、円錐表面及び外側水平表面に係るもので「仮設物」、「避雷設備」または「地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害さない物件」については、申請により大阪航空局長の承認を受ければ、当該制限表面の上に出て、これを設置することができます。

なお、これらに違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件の所有者その他の権原を有する者に対し、除去を求めることがあります。(航空法第49条、第56条の3)

また、規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者は、50万円以下の罰金に処されます。(航空法第150条)